

「国税システムのシステム運用業務委託」に係る契約の締結について

東京国税局は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、「国税システムのシステム運用業務委託」に係る民間競争入札を実施し、下記のとおり契約を締結しました。

記

1 契約の相手方の名称及び所在地

T I Sソリューションリンク株式会社

東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー18階

（主たる事務所の所在地：同左）

代表取締役 林 弘明

2 契約金額（消費税等込み）

324,472,500円

（注）業務委託期間：令和3年7月1日から令和8年3月31日までの57か月

3 実施期間

令和3年7月1日から令和8年3月31日までの57か月

4 システム運用業務の内容

- (1) 運用管理業務
- (2) センターバッチ処理等業務
- (3) 資源管理業務

5 システム運用業務に当たり確保されるべき質

- (1) 国税システムを所掌する当局職員に対して実施するセンターバッチ運用アンケートの基準スコア75点を維持する。
- (2) 個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件とする。
- (3) 各種設定や処理結果の確認漏れ・誤り及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件とする。

6 システム運用業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置

- (1) 請負者が当局に報告すべき事項、当局の指示により講じるべき事項

イ 報告等

- (イ) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、別途当局より指定する「作業報告書」を作成し、日次報告については翌稼働日に、月次報告については翌月の第一稼働日に当局に提出するものとする。
- (ロ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、ただちに当局に報告するものとし、当局と請負者が協議するものとする。
- (ハ) 請負者は契約期間中において、(ロ) 以外であっても、必要に応じて当局から報告を求められた場合は、適宜報告を行うものとする。

ロ 調査

- (イ) 当局は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当局の職員が事務室に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (ロ) 立入検査をする当局の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ハ 指示

当局は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは請負者に対し必要な措置を講じるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- イ 請負者は本業務の実施に際して知り得た当局の情報等（公知の事実を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。請負者若しくはその従業員等が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- ロ 請負者は、当局から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報について、本業務以外の目的のために利用してはならない。

- ハ 請負者は、個人情報等を取り扱う場合は、契約書別紙「個人情報に関する取扱い」を遵守しなければならない。

ニ イからハのほか、当局は請負者に対し、本業務の適切かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適切に取り扱うために必要な措置を講じるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

イ 本業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

ロ 権利、義務の譲渡等の禁止

本業務の請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）

第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

ハ 契約不適合責任

- (イ) 当局は本業務を完了した日から起算して 1 年以内に、本業務に種類、品質又は数量に

関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、請負者に対してその旨を通知したときは、請負者に対して請負者の負担において相当の期間を定めて当局の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(ロ) 当局は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、当局に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

- ① 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の当局の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
- ② 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、当局の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、当局が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
- ③ 契約不適合を原因として、当局、国税局若しくは税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「当局等」という。）の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「納税者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、当局が国民等に支払いを命ぜられた金額及び当局が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

(ハ) (イ) の場合において、当局が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、当局は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- ① 履行の追完が不能であるとき。
- ② 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、当局が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(二) (イ) に定める期間経過後といえども、請負者の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び請負者の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、当局は、請負者に対して本契約の解除ができるほか、(イ) ないし(ハ) に基づく各請求ができるものとする。

(ホ) 前各項の規定は、契約終了後においても適用されるものとする。

ニ 再委任

(イ) 請負者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(ロ) 請負者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、請負者が再委任に関する業務委託承認申請書を事前に当局へ提出し、当局より承認を受けた場合に限り、再委託を行うことができることとする。

(ハ) (ロ) により申請を行う場合は、次の書類を併せて提出するものとする。

- ① 再委託先名称（商号）、代表者氏名、担当者及び連絡先等
- ② 再委託を行う業務内容及び委託金額
- ③ 請負者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを請負者との間に定めている内容
- ④ 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法

7 第三者に対する損害賠償に関し受託者が負うべき責任に関する事項

請負者又はその職員等その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当局等が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき当該 第三者に対する賠償を行ったときは、当局等は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当局等の責めに帰すべき理由が存する場合は、当局等が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 号条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当局等の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当局等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。